

くらしの安全・安心のために、消費者契約法を改正しよう!

こんな契約、取り消したい!

事例1

お盆に実家に帰ったら、認知症の疑いのある母親が電話勧誘で「健康食品」を5万円分も購入してしまっていた。



事例2

街で若い男性から声をかけられ商品購入を勧誘された。断っても断ってもつきまってくるので、困って契約してしまっただ。



事例3

一人暮らしで70歳の父の自宅に商品購入を勧誘する電話があった。断っても断っても電話がかかってきて、しつこく勧誘するので、困った父が契約してしまっただ。

事例5

「先祖の霊がたたっている」「子供に不幸が起こる」等と言われ、怖くなって勧められた壺や数珠を購入してしまっただ。

事例7

スポーツクラブの機械の整備不良で大けがをしたが、「損害賠償の上限は金10万円とします」という会員規約を理由に、10万円以上の損害賠償をしてもらえない。



事例4

パソコンの画面に「パソコンが脅威にさらされている」といった警告画面がたくさん出た。怖くなって「推奨するセキュリティソフト」を購入してしまっただ。

事例6

足腰が弱い母がインターネット通販の広告を信用して足腰の痛みにも効くという健康食品を購入して飲み始めた。かかりつけの医者から処方された医薬品はいらなくなると言っていたが、容態に変化はなく、健康食品が効いているのかどうか知らない。



※上記のような事例は、現在の消費者契約法では、必ずしも救済の対象にならないと考えられています。